

専門家派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人佐賀県地域産業支援センター理事長（以下「理事長」という。）は、経営上の課題を抱える県内中小企業者等に対し、民間の専門家を派遣して適切な診断・助言（以下「診断助言」という。）を行わせ、もってその課題の解決を図ることを目的に、予算の範囲内において、専門家の派遣に係る経費の一部を当該県内中小企業者等に負担させる事業（以下「専門家派遣事業」という。）を行うこととし、事業の実施に当たり必要な事項については、佐賀県が定める補助金交付要綱に定めのあるもののほか、この要領で定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「中小企業者等」とは、県内に事業所を有する事業者又は県内で創業を予定する者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業、任意のグループ（構成員のうち、中小企業が3分の2以上を含め、中小企業の利益となる事業を営む者）及び創業を予定する者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定されている中小企業団体
- (3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定されている法人
- (4) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合体であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が本条第1号に掲げる中小企業である者
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に掲げる特定非営利活動法人であって、地域の課題をビジネスという手法をもって解決しようとする者

2 この要領における「派遣」とは、民間の専門家が、理事長からの委嘱に基づき、県内中小企業者等の事業所等を訪問し、診断助言を実施することをいう。ただし、理事長があらかじめ必要と認める場合は、中小企業者等の事業所等以外での実施を認めるものとする。

3 この要領における「経営上の課題」とは、中小企業者等の自助努力のみでは解決が困難であり、専門的見地からの診断助言が必要と判断される課題をいう。

(対象)

第3条 この事業の対象となる中小企業者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自ら経営課題の解決を図り、経営の向上を目指す意欲があること
- (2) 経営革新等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること
- (3) 専門家の派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること

(診断助言に係る費用)

第4条 第1条に規定する「専門家の派遣に係る経費」とは、理事長が専門家に対して支払う謝金とし、その1日当たりの単価（以下「謝金単価」という。）については、専門家と第1条の規定に基づき派遣を受ける者（以下「派遣申請者」という。）との間で協議した額と、理事長が定める謝金上限額の39,000円（税抜）を比較し、いずれか低い方の額とする。

2 謝金の総額は、前項の規定による謝金単価に、第7条第2項の規定による審査の上決定した日数（以下「派遣日数」という。）を乗じた額とする。ただし、派遣日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数を上限とする。なお、同一の診断助言の内容で同一の派遣申請者へ派遣することができる専門家は、1人のみとする。

(1) 同一の事業年度に同一の派遣申請者が専門家の派遣を受けることができる日数 6日

(2) 同一の事業年度に同一の専門家を派遣することができる日数 12日

ただし、国の専門家派遣制度を利用した中小企業者等が、同一の専門家から引続き指導・助言を受けることにより、支援の効果が見込める場合は、上記(1)(2)の日数にそれぞれ6日を加えるものとする。

3 第1項に規定する1日当たりの診断助言時間（専門家が申請者と面談の上診断・助言を行う時間に限る。）は3時間以上でなければならない。

(派遣申請者の負担)

第5条 派遣申請者は、前条第1項に規定する謝金単価から理事長が負担する3分の2相当額（算定の結果生じる100円未満の端数は切り捨てる。）を控除した額に、決定日数を乗じた額を負担する。

2 第1項及び前条第1項の規定により算出した謝金の額を超える額並びに謝金以外の経費について、理事長は、これを負担しない。

(専門家の募集・登録)

第6条 理事長は、多岐にわたる課題に対応できるよう、中小企業診断士、技術士、情報処理技術者、税理士、公認会計士、大学関係者に加え、企業経営又は技術の実務経験者など幅広い分野から専門家を募集し、専門家として登録を希望する者が提出する「専門家登録申請書」（様式第1号）を審査の上登録する。

2 理事長は、第2条第1項の規定に該当し、かつ、派遣申請者の要望に応えることができるよう、前項の規定により登録した専門家名簿（以下「専門家名簿」という。）を定期的に整備する。

3 派遣申請者は、専門家名簿から専門家を指定することができる。ただし、派遣申請者が専門家を指定しないときは、理事長が、専門家名簿から派遣申請者の要望に合致した専門家を紹介する。

4 派遣申請者が登録されていない者を専門家として希望するときは、第1項の規定に基づき専門家名簿に登録しなければならない。

(派遣の決定)

第7条 派遣申請者は、「専門家派遣申請書（以下「派遣申請書」という。）」（様式第2号）に直近2期分の決算書（付属明細書を含む）の写しを添えて提出しなければならない。

2 理事長は、派遣申請書の受領後、速やかに職員（マネージャーを含む。以下同じ。）に命じて派遣申請者に対する調査を行い、当該派遣申請書が派遣申請者の経営上の課題解決に資する内容であるかを審査する。

3 前項の審査の結果、専門家の派遣が適当と認められる場合、理事長は、派遣申請者が診断助言を希望する専門家に「診断助言実施計画書（以下「実施計画書」という。）」（様式第3号）を作成させ、提出させるものとする。

- 4 前項の実施計画書の提出があったときは、理事長は、職員に命じて、当該実施計画書の内容を審査させ、第2項で明らかとなった派遣申請者の経営上の課題解決に資すると認められる場合は、専門家の派遣を決定する。

(派遣の否決)

第8条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかに該当する申請については、派遣を決定しない。

- (1) 派遣申請者の実務を行う又は派遣申請者に取引先を斡旋するなど、派遣申請者の自助努力に対する専門的見地からの診断助言と認められないとき
- (2) 一般的な経営知識、技術等に終始する、又は社員や経営者を対象とした研修での講義が主体であるなど、特定の経営課題を解決するための診断助言と認められないとき
- (3) 資格認証取得などを目的とした内容で、専門家の派遣に係る経費がその取得のための経費の一部に当てられることが明らかなきとき
- (4) 派遣申請者と専門家が顧問契約あるいはそれと同等と判断される関係にあり、派遣がその業務の一環であると認められるとき
- (5) 派遣申請者が、過去に当該専門家派遣事業において、同一あるいはそれと同等と判断される内容で診断助言を受けた専門家(当該専門家が属しているまたは属していた企業に属する他の専門家を含む)を選定したとき
- (6) 選定された専門家が、派遣申請者の企業及び関連企業等に現に属しているとき
- (7) 専門家派遣事業以外の制度を活用した方が、課題を解決できると認められるとき

(暴力団等の排除)

第9条 専門家派遣申請者及び専門家登録申請者、登録専門家は自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 専門家派遣申請者及び専門家登録申請者、登録専門家は自己又は自社の役員等が、第1項各号のいずれかに該当する者であることが判明し又は第1項(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明し、専門家派遣及び専門家登録を継続することが不適切である場合には、理事長は、派遣申請者への派遣決定を取り消し、派遣を中止する、又、専門家は其の登録を抹消する。

(派遣申請者への通知)

第10条 理事長は、第7条及び第8条、前条の規定による審査の結果を派遣申請者へ通知する。

2 理事長は、第7条及び第8条、前条の規定による審査の上派遣を決定したときは、派遣申請者から「専門家派遣決定同意書」(様式第4号)を提出させる。

3 理事長は、派遣申請者が第1項の規定により通知した専門家派遣決定の内容に従わないとき又は派遣申請者から前項に規定する専門家派遣決定同意書が提出されないときは、派遣申請者への派遣決定を取り消し、派遣を中止する。

(専門家への通知)

第11条 理事長は、第7条及び第8条、第9条の規定による審査の結果を専門家へ通知する。

2 理事長は、第7条及び第8条、第9条の規定による審査の上派遣を決定したときは、専門家から「専門家委嘱承諾書兼口座振替依頼書」(様式第5号)を提出させる。

3 理事長は、専門家が第1項の規定により通知した専門家委嘱の内容に従わないとき、又は専門家から第2項に規定する専門家委嘱承諾書が提出されないときは、専門家への委嘱を取り消し、派遣を中止する。

(派遣の開始)

第12条 理事長は、派遣申請者が第4条第1項の規定に基づき負担すべき額を所定の口座へ支払ったことを確認した日以降の日から原則として、3か月を超えない期間で、派遣申請者へ専門家を派遣する。ただし、第7条に規定する実施計画書において、理事長があらかじめ必要と認める場合においては、6か月を超えない範囲で派遣するものとする。

2 前項の規定により派遣申請者がその負担分を理事長へ支払う方法は、口座振替とする。

(診断助言実施状況等の調査)

第13条 理事長は、必要に応じて、職員に命じて、診断助言の実施状況を派遣期間中随時調査させることができるものとし、派遣申請者は、協力しなければならない。

(診断助言条件の変更)

第14条 派遣申請者及び専門家が、第7条の規定により決定された実施計画書の変更を希望するときは、「診断助言実施計画変更承認申請書」(様式第6号)を提出するものとする。

2 前項の規定による申請があった場合、理事長は、予算の範囲内で、次の各号に掲げるいずれかに該当するときに限り承認することとし、その結果を派遣申請者及び専門家へそれぞれ通知する。

(1) 派遣日数の変更(ただし、6日を上限とする)

(2) 謝金単価の変更(ただし、39,000円(税抜)を上限とする)

(3) 診断助言の内容の変更(ただし、当初に決定した内容を逸脱しない範囲とする)

(4) 派遣可能期間の変更(ただし、変更できる期間については、第12条に規定する期間を準用する)

(報告書の提出)

第15条 理事長は、第7条及び第14条で決定した派遣日数を終了したとき、若しくは1日以上派遣した上で第10条第3項又は第11条第3項の規定により派遣を中止したときは、最終の診断助言日から2週間以内に、専門家から「診断助言実施結果報告書」(様式第7号)

及び「専門家派遣謝金請求書」（様式第8号）を、派遣申請者から「診断助言を受けた内容等に関する報告書」（様式第9号）を提出させる。

（謝金の支払）

第16条 理事長は、前条の規定により専門家及び派遣申請者から提出させた書類により診断助言日時、内容等を照合した上で、口座振替の方法により専門家へ謝金を支払う。なお、謝金は、所得税を源泉徴収した後の額を支払うものとする。ただし、専門家が法人に属する場合に、当該専門家から所属する法人へ謝金の支払いを希望する旨の申出があったときは、理事長は源泉徴収を行わずに当該法人へ謝金を支払い、当該法人に源泉徴収を行わせることができる。

（派遣の取消）

第17条 理事長は、前条の規定に関わらず、派遣申請者又は専門家が第13条に定める調査に協力しない場合あるいは第14条及び第15条に定める必要書類を別に定める期日までに提出しない場合は、派遣を取消するとともに、実施計画書の実施状況に応じ、謝金の一部または全部の支払を行わないものとし、派遣申請者に対しては、第4条第1項の規定に基づき負担した額の一部または全部を返還するものとする。

2 理事長は、前項により派遣の取り消しを行った場合、実施計画書の実施状況に応じ、第16条に規定する専門家への謝金の一部又は全部の支払を行わないものとし、派遣申請者に対しては、第4条の規定に基づき負担した額の一部又は全部を返還するものとする。ただし、その手続きは、第15条及び第16条に準じるものとする。

（事後調査）

第18条 理事長は、職員に命じて、派遣終了後の派遣申請者の状況把握及び制度利用の効果測定などを目的とした調査を実施することができるものとし、派遣申請者は、協力しなければならない。

（協議）

第19条 理事長は、この専門家派遣事業の実施について、この要領に定めるもののほか疑義が生じたときは、この事業を実施するための補助金を所管する佐賀県の関係課長と協議の上定める。

附 則

1 この要領は、平成12年6月21日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成12年11月6日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成13年5月16日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成16年9月27日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年5月13日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 この要領の施行前に派遣したテーマと同一のテーマで同一の専門家を派遣する場合、第9条、第10条及び第11条に定める謝金単価、派遣時間等は、従前の例を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月10日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月3日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(要領の廃止)

- 2 窓口相談事業実施要領（平成16年10月1日制定）は、廃止する。

(細則の廃止)

- 3 専門家派遣事業実施細則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。